

加入者及び実施事業所の事業主の皆様へ  
基金規約変更のご案内

千葉県日産自動車企業年金基金

基金規約の一部を変更しますのでご案内します。

【 令和4年4月1日付の規約変更内容及び理由等 】

1. 標準掛金率の変更

標準掛金率を1.4%から1.6%へ0.2%引き上げます。

※掛金は全額事業主の負担となります。

《変更理由（狙い）》

基金財政を健全に維持することを目的とし、基金財政上の予定利率（資産の利息の見込）を2.5%から2.0%へ引き下げたことにより、0.2%の掛金の引き上げが必要となりました。

予定利率の引き下げ（運用収益の見込を小さく見込む）により、基金の資産運用による収益が低下した場合においても、基金財政に与える影響が少なくなり、基金財政の耐性を高めることができます。

なお、予定利率を上回る収益を上げることができた場合は、剰余が発生することになります。

2. 実施事業所の減少

CNカーメイク株式会社を実施事業所から削除します。

《変更理由》

実施事業所であるシーエヌサービス株式会社（千葉県千葉市中央区）及びCNカーメイク株式会社（千葉県千葉市美浜区）並びに実施事業所でないサカイ物流株式会社（千葉県千葉市美浜区）が令和4年4月1日に合併（存続会社はシーエヌサービス株式会社（千葉県千葉市中央区））するためです。

【 令和4年5月1日付の規約変更内容及び理由等 】

○ 残余財産の国民年金基金連合会への移換

残余財産を国民年金基金連合会へ移換ができる旨の条文を追加します。

《変更理由》

法令等の改正に伴うものです。

【 令和4年7月21日付の規約変更内容及び理由等 】

○ 代議員及び役員定数の変更

代議員及び役員の定数を削減します。

代議員定数：22名 → 14名      役員定数 10名 → 6名

《変更理由（狙い）》

実施事業所の減少及び加入者数の減少に伴い基金運営の効率化を図るためです。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL：043-204-2308

事務長 渡辺・担当 十河